

令和 6 年度泉佐野市原子力問題対策協議会

令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 1 時 3 0 分～

原子燃料工業株式会社第 2 ・ 第 3 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 泉佐野原子力問題対策協議会規則について
- 4 委員及び顧問の紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議 案
 - （１）定例報告について
 - （２）現状報告について
 - （３）その他
- 7 閉 会
- 8 原子燃料工業株式会社の施設見学

泉佐野市原子力問題対策協議会の概要について

日 時 令和6年8月5日（月）午後1時30分～4時

場 所 原子燃料工業株式会社第2・第3会議室

出席者等

- ・泉佐野市原子力問題対策協議会委員等（別紙1のとおり）
- ・千代松泉佐野市長
- ・泉佐野市原子力問題対策協議会事務局

市民協働部 木内危機管理監

市民協働部危機管理課 今井課長、伊藤主幹、岸本主幹、大石係長、大領係員、上原係員

- ・京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社陪席者（別紙2のとおり）

傍聴者 2名

案件に先立ち、千代松市長の挨拶があり、泉佐野市原子力問題対策協議会規則・泉佐野市附属機関条例（抜粋）の説明、委員・顧問・京都大学複合原子力科学研究所・原子燃料工業株式会社・本協議会オブザーバー及び事務局の紹介後、千代松市長を臨時議長として、会長・副会長の選出が行われ、会長には市議会議員の岡田昌司委員が、副会長には町会連合会日根野地区代表の鶴速委員が選出された。新会長の挨拶の後、議案（1）から（3）の報告が行われた。報告及び質疑の要旨は以下のとおり。

【泉佐野市長挨拶】

泉佐野市原子力問題対策協議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、皆様には何かとご多忙の中、本協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より、皆様には市政の各般にわたり格別のご指導、ご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会は、京都大学複合原子力科学研究所ならびに、原子燃料工業㈱ 熊取事業所の平和利用と安全性の確保を図るため、必要な調査や審議を行う機関として、前身の協議会を含めると、昭和37年より継続した活動を行っているところでございます。

本市におきましては、市民の安心、安全を確保し、原子力の適正運用を図ることを目的に、各施設と「安全協定」を締結しており、この協定に基づき、環境放射線のモニタリングや放射線の安全確保に係る報告などを行っていただいております。

幸い、これまで大きな問題もなく経過しておりますが、これは、関連施設の方々の安全に対するご尽力はもちろんのこと、本協議会の委員並びに顧問の皆様方のご理解ご協力の賜物であり、改めて感謝申し上げる次第であります。

近年の原子力をとりまく社会情勢としましては、東日本大震災を契機に、原子力発電所に対する賛否が大きく議論され、原子炉や核燃料加工施設等も含めた、新規制基準が施行されました。京都大学複合原子力科学研究所、原子燃料工業（株）では、新規制基準に基づき改修工事等の安全対策が実施されていると伺っております。

それぞれ、従来よりも強化された安全施策がとられているとは存じますが、過去の原子力災

害を鑑みても、安全対策にこれで十分というものはなく、更なる施設の安全性、また管理体制の充実を改めてお願い申し上げたいと存じます。

京都大学複合原子力科学研究所様におきましては、昨年度末までに新たな総合研究棟を整備するなど、研究環境の更なる充実を図られたと聞いており、今後も様々な研究成果が期待されているところでございます。

原子燃料工業（株）熊取事業所様におきましては、本年1月15日から生産を再開し、本日は数年ぶりに原子燃料工業施設の視察も行われると伺っており、ご対応に感謝申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、本協議会において、各施設の管理状況や現状の報告を受けていただき、市民生活の安全のため、活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

【会長挨拶】

市議会議員の岡田でございます。副会長の鶴(つる)様とともに大役を仰せつかったわけですが、本協議会の会長就任にあたりまして、代表して私の方から一言ご挨拶申し上げます。

我が国の原子力を取り巻く情勢は、福島第一原子力発電所の事故を受けてからの新規制基準の対応や、施設の老朽化という影響が大きいなか、本年1月に発生した能登半島地震はじめ、想像を絶するような風水害も各地で発生しており、これらの災害にも影響を受けることのないような施設の安全対策が求められています。

京都大学複合原子力科学研究所においても、米国への使用済燃料の返送期限の関係から2026年5月でKURの運転停止が決定されるなか、現有の加速器施設のアップデートやもう1基の研究炉であるKUCAの燃料の低濃縮化による運転再開に向けた準備を進められているとのことでございます。また、原子燃料工業株式会社においては、新規制対応の工事も終わり順調に製品の生産をされているとのことでございます。

よく にな

また、原子力技術は、多くの分野での技術革新や科学技術向上の一翼を担っております。特に放射線利用については、医療、農業、工業の幅広い分野で成果を収めており、医療分野でのがん治療や予防診断につきましては、大いに期待をしているところでございます。

このような背景のもと、本協議会においては、今後とも、京都大学複合原子力科学研究所や原子燃料工業株式会社熊取事業所には、つつみ隠さず必要な情報を開示していただきながら、情報共有を図り、原子力の平和利用と安全性の確保を図るため、審議を行なってまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、慎重審議をお願いするとともに、円滑な協議会の運営に、ご協力いただきますようお願い申し上げます、簡単措辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

議案1 定例報告について

1 京都大学複合原子力科学研究所（定例報告）

各担当者から配付資料に基づき、原子炉の運転状況、令和6年度の共同利用研究等の採択状況、環境放射能の測定結果について、事項毎に次のとおり報告があった。（質疑応答なし）

- (1) 報告対象期間（令和5年6月～令和6年5月）におけるKUR・KUCAの運転状況等のこと。
- (2) 令和6年度の共同利用研究及び研究会の採択状況のこと。
- (3) 環境放射能測定報告（令和5年4月～令和6年3月）に関して、研究所からの排気及び排水中の放射能の測定結果、次に研究所敷地境界付近5ヶ所と所外4ヶ所の放射線量の測定結果、最後に研究所周辺環境試料中の放射能の測定結果について、周辺の環境に影響を与えることはなかったこと。

[配付資料] 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告書（定例報告）について

2 原子燃料工業株式会社熊取事業所（定例報告）

担当者から安全協定に基づき泉佐野市へ報告している熊取事業所環境放射線測定結果（令和5年度上期～令和5年度下期）について、（質疑応答なし）

(1) 施設からの放出放射能

ア 加工施設からの排気中の放射能は、いずれの排気口について、4～6月、1～3月については、数値が検出限界を超えたが、限度値について2桁少ない数字であり問題はなく、7～12月は検出限界未満でした。

イ 加工施設からの排水中の放射能は、いずれの排水口についても検出限界未満であった。但し、排水口（2）については、令和5年4～6月期及び1～3月期に排水をしておらず「－」と表記しています。

(2) 外部放射線に係る実効線量

熊取事業所の周辺監視区域境界および事業所外観測場所における空間放射線測定結果から、平常時の空間放射線量と比較して有意な差は認められず、問題はないと考えています。

(3) 環境試料中の放射能

第三者機関による測定分析を依頼しているが、結果判定まで時間を要する。今回の報告は令和4年7月以降令和5年4月までのものとなる。令和5年7月以後の試料は第三者機関に現在測定依頼中である。結果が判明している測定状況について、河床土の「雨山川分岐上流/下流」の2か所は年4回測定しているが、それ以外は年1回の測定ではある。すべての結果について、表面土、河床土中のウラン濃度数値共にバラツキはあるが、有意な差は検出されていない。また、地表水中のウラン濃度については、2か所が検出限界を超えているが濃度限界よりもはるかに小さな値であり、別途ガンマ線スペクトル分析により詳細測定を実施した結果バックグラウンド試料と同程度であることを確認している。それ以外は検出限界未満であり、全て問題はない。先述の2か所で検出限界値を超えた理由は、蒸発乾固させた際に残留物が多く発生し、この残留物に含まれる天然の放射性物質による影響と推測している。なお、空気中のウラン濃度は、全て検出限界値未満です。

[配付資料] 泉佐野市原子力問題対策協議会定例報告資料

議案2 現状報告について

1 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告

各担当者から配付資料に基づき、各報告事項について次のとおり説明が行われ、質疑応答後、了承されました。

(説明内容)

(1) 京都大学研究用原子炉（KUR）及び京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の状況等について

ア KUR及びKUCAの利用等について

令和5年度のKUR (Kyoto University Research Reactor)、KUCA (Kyoto University Critical Assembly) 及び他の放射線施設等の利用については、全国126の大学、研究機関等から延べ3,464人・日の研究者・学生が来所し、共同利用等に係る実験・研究を行いました。

令和6年度のKURについては、令和6年7月23日から令和7年2月6日までの間、利用運転を行う予定となっています。また、KUCAについては、低濃縮燃料での運転切り替えのため、令和3年7月末から運転を休止しております。

イ KUCA燃料の低濃縮化の状況等について

平成28年の核セキュリティ・サミットにて日米合意されたKUCAの低濃縮化につきましては、現在、最初の低濃縮ウラン燃料の搬入等に向け、国内外の関係機関と調整のうえ、準備を進めているところです。

搬入後は、使用前事業者検査、利用運転に必要な許認可手続き等を経て、令和6年度中には低濃縮燃料により運転を開始し、引き続き、原子炉物理等の基礎研究や国内外の学生を対象とした実験教育・人材育成を行っていきます。

(2) 廃止措置実施方針の見直し・変更について

ア 見直し等の経緯

原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われることが想定される中、施設の稼働停止から廃止へのより円滑な移行を図るため、廃止措置を講ずる前の早期の段階から、当該措置を実施するための方針の作成等を義務付けることとなり、平成29年に関係法令が改正され、平成30年12月28日付けでKUR、KUCA及び京都大学使用施設（の廃止措置実施方針を作成し、研究所ホームページにて公表しました。

その後、KURについては、2回（令和元年10月10日、令和5年7月10日）、KUCAについては、2回（令和3年5月14日、令和4年5月26日）の軽微な変更を行い、使用施設については、KUCAの低濃縮化に伴い高濃縮ウラン燃料を米国へ全て返還したことにより、当該廃止措置実施方針は不要となりました。

今回、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドに基づき、5年毎の見直しを行った結果、KUR及びKUCAの実施方針の一部を変更することになりました。

イ 主な変更内容

令和3年4月に京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定を改定した際、「放射性廃棄物でない廃棄物」に関する条項を追加することになったことから、今回、廃止措置実施方針に当該廃棄物に関する記載を追記する変更を行うことになりました。なお、「放射性廃棄物でない廃棄物」とは、使用履歴、設置状況等から放射性物質の付着、浸透等による汚染がないことが明らかであること、又は、十分な遮へい体により遮へいされていた等、施設の構造上、中性子による放射化の影響を考慮する必要がないことが明らかであること等に該当する廃棄物のことで、産業廃棄物としての処分が可能となっています。

(3) 京都大学研究用原子炉（KUR）の自動停止について

KURは、出力5,000kWで運転中の昨年8月24日に落雷による瞬時停電により、自動停止（スクラム）しました。その際、KURは安全に停止しており、炉室内外の放射線量も通常の値で問題ありませんでした。

本事象については、原子炉施設等でのトラブル発生時の通報ルールに従い、速やかに泉佐野市他関係機関へ通報するとともに、当研究所ホームページにて公表を行いました。

(4) 令和5年度原子力規制検査の状況について

令和5年度の原子力規制委員会による原子力規制検査が四半期ごとに実施されました。本検査において、特に指摘事項等の問題となることはありませんでした。

(5) 京都大学複合原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法の規定に従い、毎年1回、その内容を見直し、必要に応じ修正することが求められています。今回、研究棟増改築等に伴い、内容の見直しについて検討した結果、原子力防災資機材の配置図・保管場所等に係る別表の一部を修正することになりました。

そのため、原災法の規定に従って、泉佐野市長、大阪府知事等関係者と防災業務計画の修正の協議を行い、了承されたため、令和5年10月17日付けで修正のうえ、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届出を行いました。

(6) 令和5年度緊急時訓練等について

ア 第1回緊急時訓練の実施（令和5年6月5日）

令和5年度教育訓練実施計画に基づき、緊急対策本部及び緊急作業団による要素訓練を実施しました。

訓練項目としては、参集点呼、通報連絡、情報収集、緊急時体制の構築、避難誘導等、医療活動、消火活動、線量評価、広報活動、資機材調達・輸送等とし、訓練内容の策定にあたっては、前年度の訓練で抽出された課題改善のための取組みを中心に設定しました。

また、すべての所員、学生を対象に原子力事業者防災業務計画に掲げる教育項目を含む防災教育をオンライン形式で実施しました。

イ 第2回緊急時訓練の実施（令和5年11月7日）

重大事故等が発生した状況下における原子力防災組織の対応能力向上を目的として、原災法第10条及び第15条に至る事象を想定した総合訓練を実施しました。

具体的には平日昼間帯に震度6強の地震が発生し、KUR（5MWで運転中）と使用済燃料室が同時発災し、原災法第15条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定した訓練を行いました。今回は第二研究棟へ緊急対策本部が移転後、初めての総合訓練でした。訓練では、適切な情報収集・整理及びERC（原子力規制庁の緊急時対応センター）及び地元自治体等への通報連絡、緊急時の避難誘導指示と避難場所の適切な運営、汚染の状況確認と適切な汚染拡大防止対応、線量情報の整理・評価及び現場への指示に加え、これまでに訓練で抽出された問題点に対する改善策の有効性の確認を行いました。また、訓練当日は、当研究所の職員・学生135名が参加するとともに、泉州南消防組合、原子力規制庁、原子燃料工業株式会社熊取事業所、近畿大学原子力研究所には外部評価者等として参加いただきました。

なお、訓練終了後には、模擬記者会見を実施しました。

(7) 第一研究棟のリノベーションについて

令和3年7月の本協議会で報告しました総合研究棟の改修・増築について、昨年8月の本協議会で第二研究棟新営工事の竣工をご報告したところですが、このたび、令和6年3月末に第一研究棟のリノベーション工事が竣工し、全工程が完了いたしました。

第一研究棟のリノベーションでは、所外の研究者も利用できるレンタルラボやアクティブラーニングスペースの整備を行うなど、研究教育環境の更なる充実を図っております。

今後、KURの停止後も見据え、本研究所の他の実験施設とともに本総合研究棟（第一・第二研究棟）を活用し、熊取キャンパスにて原子力・放射線を利用した独創的・先端的な複合原子力科学の研究教育を一層推進して参ります。

(8) KURの熱交換器からの2次冷却水（非放射性）の漏水について

令和6年7月25日の午後6時26分頃、原子炉当直者によるKUR運転終了後の巡視点検中に、KURの熱交換器室（放射線管理区域内）に設置されている3基の熱交換器のうち、1基からの漏水を発見しました。漏水箇所は、1次冷却水と2次冷却水とを分離する管板の2次冷却水側の接合面であることを確認しました。その後、念のため漏れた水を回収し放射能測定を行った結果、放射性物質は含まれていなかったため、今回漏水したのは2次冷却水（水道水を使用）であることを再確認でき、本事象による環境への影響は無く、他の原子炉施設への影響も無いと判断しました。また、発見時の漏水は3秒に1滴程度であったため、全漏水量を約200mlと推定しました。

漏水箇所の状況を観察したところ、前述の水密を維持するためのゴム製パッキンの一部がはみ出していたことから、今回の漏水の原因はゴム製パッキンの不具合と考えております。今後、約1か月間は利用運転を中止し、詳細な漏水の原因調査を行うとともに、復旧作業や再発防止に取り組んでいく所存です。

[配付資料] 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告について

2 原子燃料工業株式会社熊取事業所の現状報告

各担当者から配付資料に基づき、各報告事項について次のとおり説明が行われ、質疑応答後、了承されました。

(説明内容)

(1) 令和5年度定期検査等の状況について

ア 原子力規制検査

(ア) 日常検査（令和5年7月1日～令和6年6月現在実施中）

熊取原子力規制事務所の保安検査官を主体とした検査で、検査官は、フリーアクセスで日常的に検査している。

令和5年度及び令和6年度の現在までの間では、追加検査、特別検査は行われなかった。

但し、令和5年度第2～3四半期の検査において、パフォーマンス劣化（SLIV）として、第2-2混合室廃棄ダクトの改造工事において約170Kgの滞留ウラン粉末が回収されました。

本件の詳細については、別添資料1【ダクト改造工事におけるダクト内から回収された核燃料物質等について】にて、原因及び対策の説明を行いました。

令和5年度第4四半期の締め括り会議では、指摘事項はなく、気づき事項（軽微）が3件であることを説明しました。

令和6年度第1四半期の締め括り会議においては、指摘事項はなかったが、気づき事項が1件（詳細は2.項通報事項で説明）です。

(イ) チーム検査（3～5日間/回、計9回）

原子力規制庁 検査グループ 専門検査部門主体のチームにより行われる検査であり、令和5年度は計9回の検査を受査した。その結果、10月26日付けで使用前検査合格証及び使用前確認証を受領したことにより、チーム検査は終了した。このため、今回の報告で最終報とさせていただきます。

イ 定期事業者検査の報告（開始時、終了時に原子力規制庁に報告）

加工施設が技術基準に適合していることを事業者が毎年確認する検査です。

令和5年8月から令和5年12月に行われた。但し、新規制基準対応工事と重なる一部の検査を除き加工施設の維持・管理に必要な項目のみを計画し、実施して合格しています。新規制基準への適合後初回となる令和6年度の検査は7月9日から開始となり、10月25日までの予定となっています。

ウ 査察関連

IAEAと原子力規制庁が合同で実施する査察です。

ボローイング検査（他社と核物質の貸し借りがいないかの確認）は未実施、短期無通告査察は令和5年10月と令和6年6月の2回、棚卸査察（核燃料物質の在庫に係る調査）令和5年8月、及び令和6年7月に、設計情報検認（施設を設計通り使っていますか）は令和5年8月、令和6年4月並びに5月に実施された。補完的アクセスの査察は実施されなかった。いずれの査察においても、指摘事項はなかったです。

エ 核物質防護規定遵守状況

核物質防護規定に従って活動が行われていることを確認する検査です。

令和6年から、「日常検査」と「チーム検査」の2種が実施されるように変わっている。日常検査は、4月1日から開催され現在も実施中です。

チーム検査は、令和6年1月に実施され指摘事項はなかったです。なお、令和6年度は

未実施です。

(2) 通報事象について

次の通報事象が発生しました。

- ・第2加工棟負圧警報吹鳴事象発生：令和6年5月21日

(詳細は、別添資料1【熊取事業所の加工施設内で発生した負圧警報の発報について】にて説明しました。)

- ・熊取事業所 救急車要請について：令和6年11日

昼休憩中に、当社員1名が体調不良を訴えたため、救急車の出動を要請した。当該社員は、現在は無事に回復し、就業しています。

(3) 加工事業の新規制基準対応への取り組みについて（最終報といたします）

ア 設工認に関する申請状況

設工認は、最終第5次申請まで行い、令和4年11月16日に認可を受けている。対応工事も無事完了し（-1-2項参照）、使用前検査合格証及び使用前確認証を受領しております。

イ 保安規定に関する申請計画（昨年報告から変化なし）

保安規定については、新規制基準対応工事に合わせた3分割の申請を行い、令和5年6月19日に認可を受けています。

(4) 生産再開について

10月の使用前検査合格証及び使用前確認証受領により、生産設備の総点検、作業者のスキル確認、再教育の準備を行ったのち、12月14日からウランを用いた試運転（操業再開）を行い、翌1月15日から製品の生産を再開しました。

令和6年度は100体程度の生産を計画しており、年内には出荷を予定しています。

(5) 原子力事業者防災業務計画に関する状況について

ア 原子力事業者防災業務計画の見直し

大阪府とは令和5年10月3日に、熊取町とは同9月22日に原子力事業者防災計画修正に伴う協議（60日協議）協議が終了し、令和5年10月17日に内閣総理大臣、原子力規制庁への届出を実施しました。

イ 防災訓練の実施

防災訓練については、令和5年9月12日に総合防災訓練を実施した。新規制基準対応工事実施業者等も参加し、訓練参加人数は269名であった。

なお、令和6年は11月26日に、京大、近大、原燃工熊取事業所の3か所で同時発災を想定した訓練を予定し、詳細を当該3施設で詰めているところです。

(6) 広報活動の状況について

ア 一般見学会について

新規制基準対応工事実施は一般見学者の受け入れ中止していましたが、令和6年度から徐々に再開しております。

- ・4月6日には、6年ぶりとなる一般見学会を熊取事業所で開催し56名の方が参加されました。

イ 原子力安全推進協会によるピアレビューについて

令和6年23～25日の3日間、ピアレビューを受け、今後の事業所の安全・安心に役立ていく所存です。

ウ ソーシャルメディアを利用した広報活動

地域住民への広報の一環として、LINEによる発信を行っている。地域活動や防災訓練実施等のお知らせをしています。

質疑応答について

[委員の発言]

産業廃棄物の基準は、第三者機関が判定するのか、貴学で判定するのか、どちらでしょうか。

[京大の説明]

クリアランス制度の基準での判定は、第三者機関になります。それに対して、放射性廃棄物でない廃棄物については、例えばコンクリートであれば汚染されている可能性のある表面を削り、それ以外の部分を産業廃棄物とすることになりますが、その判定は我々の基準で責任を持って行うことになります。

[委員の発言]

産業廃棄物が発生する都度、そのような判定を行うということになるのか。

[京大の説明]

実際には我々は未だそのような判定を行ったことがありませんので、今後、KURの廃止措置の中で計画して行っていくことになります。

[委員の発言]

外部侵入者に対して、どのような監視体制を取られているのか、地上からの侵入ということと、上空からの侵入ということについて、教えていただきたい。

[京大の説明]

地上からの侵入に関しては、研究所全体、敷地境界にフェンスを設置して対応しています。また、正門では守衛による監視が行われています。さらに、研究所内の原子炉の中核部分については、守衛による監視や施錠管理等が行われています。

先程説明した緊急時訓練とは別に泉佐野警察と外部侵入に係る個別の訓練を行っています。上空からの侵入に関しては、仮にパラシュート等で侵入されたとしても、そこから先の一番重要な施設には、簡単に侵入できないような対処を行っています。また、あまり詳しくは言えませんが、ドローンを使用して、屋上に不審物がないかの確認を定期的に行っています。

[委員の発言]

KADOKAWA等、いろいろなところでサイバー攻撃を受けたとの話があるが、どのような対策を行っているのか。

[京大の説明]

普通に外部とやり取りする情報と原子力施設として徹底的に管理しなければならない情報を区分して管理しており、後者については、完全に外部と遮断した形で情報管理していますので、サイバー攻撃の対象にならないと考えています。通常の、例えば授業等の情報の管理については、一般的なセキュリティ対策を施しています。

[原燃工の説明]

重要な情報は、外部ネットワークとは切り離されており、外部から侵入されるような状態にはしていません。

[委員の発言]

負圧警報の発報について、対策が人員配置や扉開封時にランプ点灯させる等のソフト対策となっている。人間が行うものなのでうっかり等が起きないとは限らない。絶対に、片方の扉が開かないようなハード対策は実施できないのか。予算の関係もあるのか。

[原燃工の説明]

予算のことは関係がない。実施に出来ることは実施したいと考えているが、現在の扉と壁の構造を考え、改造工事を行うとなると許認可が必要であり、直ぐには実施できない。このため、直ぐに実施できるソフト対策を行っています。

[委員の発言]

南海トラフ地震がいつおきてもおかしくないと言われている。もし、地震が発生した場合は、施設の耐久性は大丈夫なのか。また、施設に損傷が起きた場合半径何kmどれぐらいの範囲で避難が必要なのか。加えて、非常時対応訓練を実施していると報告されているが、自治会、町会との合同訓練は行われていない。自治会、町会としてどのように対応すれば、住民を安全に避難させられるのか見解を説明して欲しい。

[原燃工の説明]

我々の施設は、ウラン扱っているが粉末は容器に入っている。ペレットは料棒に格納されている。地震で建物が壊れ、ウランがどこにも格納されていない状態のところの耐震性は非常に強化されております。新しく柱を付けたりかなりの補強をしている。訓練につきましては、熊取町や泉佐野市と相談させて頂きながら進めさせて頂きたいと考えている。住民の皆様のご心配を払拭するためにも、日ごろから情報発信に努めていきます

[委員の発言]

地震や戦争で施設が破壊された場合は、どの地域までに被害がでるのか。

[原燃工の説明]

当社で扱っているウランは非常に濃縮度が低く、原子力発電所のトラブルから飛散するような核燃料物質とはレベルが違いすぎるので、ご心配には及ばないと考えます。

[事務局の説明]

一般的に言われている災害発生地域は、各施設から半径500mがUPZと言われ防災対策が必要な範囲となっており、これを考慮した防災対策を実施している。現在この範囲で居住されている泉佐野市民は10名程度であるが、佐野支援学校が含まれている。防災計画の冊子には、日根野小学校、中学校を避難先と記載している。今の課題は、この佐野支援学校の生徒をどのように避難させるかは大阪府と調整しているところです。

[委員の発言]

風評被害になるかもしれないが、国が定める安全レベルの最高レベルにあると説明は受けたが、万が一に漏れた場合ウランはどの程度滞留、蓄積されるものなのか。

[原燃工の説明]

レベルは非常に低く、核燃料物質は天然にも存在する。また、蓄積されるようなものではありません。

議案3 その他

質疑応答後、了承されました。

[委員の発言]

市の方で泉佐野市全体の年間を通じた風向きの変化は把握されているのでしょうか。福島原発事故の際に体験したのですが、風向きによっては、近くでも放射能の影響が無い、逆に遠くの東京では高い値が出て、風向きによって、被害の状況が全く違って来る。住民への警報についても、重要なのは風向きを把握することかと思いますが、いかがでしょうか。

[事務局の説明]

本市の方では風向きを情報として常に把握していることはありません。京大複合研さんと原子燃料工業さんがあることによって、市としてはモニタリング施設を周辺に設置しており、常にリアルタイムで放射線量を把握しています。

[委員の発言]

放射線量を把握しているとのことですが、それは結果ではないかと思うので、事前にそのようなことが把握できていれば、警報を出すとしてもどの地区を重点的に退避させないといけないのかを予測できるのではないかと思う。要するに予防措置としてどうしているのかというのが質問の趣旨です。

[京大の説明]

風向きの話、気象情報の把握はとても重要です。少し話が脱線するかもしれませんが、福島第一原子力発電所の燃料デブリの取り出しが万が一上手く行かず、再臨界が起こってしまうとどうするのかという議論を今行っています。仮に再臨界が起こった場合、放射性物質が外に出て、どこに飛んでいくかをきちんと把握するため、いろいろなシミュレーションを行っていますが、その時に拠り所にする気象情報について、米国の代表的な情報の数値を使おうとしています。ただ、私としては、そのような情報を日本の福島で使っても、上手く行かないのではないかとコメントしています。やはり、その地域の気象情報を使いましょうという議論をしています。予防の観点では、その地域の気象情報というのはとても大事かと思います。

当研究所には気象観測所というのがあり、風向き、大気安定度という風がどのように吹いているかをすぐに判定できるようになっています。その観測データに基づき、どういう風向きだったら、どの辺りに影響を及ぼすかという解析は事前に行っています。